

青森県報

第六百二十号

令和五年
六月七日
(水曜日)

目次

告示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一

公告

- ダストモニタ及びダストヨウ素サンプラの購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……二
- 出先機関……………
- 土地改良事業計画変更の認可……………(上北地域民局) ……三

人事委員会

- 人事委員会規則一四一一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則…(事務局) ……四

告示

青森県告示第三百九十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より公示する。

令和五年六月七日

青森県知事 三村 申 吾

| | | | | | |
|----------------|---------------------|----------------|-----------|---------------|---------|
| 指定居宅サービス事業者 | 名称又は氏名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 居宅サービスの種類 | 居宅サービス事業を行う所 | 指定年月日 |
| 合同会社 A m i t y | つがる市木造出 | 来島雉子森一〇 | 訪問介護 | 訪問介護そばに | 令和五・六・一 |
| 一般社団法人福泉会 | 三戸郡南部町大字福田字赤坂脇一〇の七二 | | 訪問介護 | ホームケアセンター・リスパ | " |

青森県告示第三百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和五年六月七日

青森県知事 三村 申 吾

| | | | | | |
|---------------|---------------|------------|-------------|-------------------|---------|
| 指定障害福祉サービス事業者 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 障害福祉サービス事業を行う事業所 | 廃止年月日 |
| 社会福祉法人七峰会 | 弘前市大字下白銀町二一の八 | | 短期入所 | 障がい者総合支援センター 短期入所 | 令和五・五・三 |
| | | 弘前市大字熊嶋一 | | 弘前市大字熊嶋一 | |

| | | | | | |
|------------------|--------------------|----------|------------------|----------------------|---|
| 有限会社 生会 | 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九 | 居宅介護 | ホームヘルションすずらん | 十和田市稲生町四の二三第一階田中ビル二階 | 〃 |
| 有限会社 生会 | 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九 | 重度訪問介護 | ホームヘルションすずらん | 十和田市稲生町四の二三第一階田中ビル二階 | 〃 |
| 一般社団法人HRPSとわだ作業所 | 十和田市ひがしの一丁目一二の四三 | 就労継続支援A型 | 一般社団法人HRPSとわだ作業所 | 十和田市ひがしの一丁目一二の四五 | 〃 |

公 告

ダストモニタ及びダストヨウ素サンブラの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和五年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）の購入とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

ダストモニタ及びダストヨウ素サンブラ 一式

2 取得物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和六年三月一日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和五年二月十日青森県告示第五十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 取得物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

6 取得物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和五年六月二十八日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九一〇五

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九一〇五

七 入開札の日時及び場所

1 日時

令和五年七月十九日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五百五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、取得物品に要求する性能等が満たされしていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、それぞれの入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Radioactive Aerosol Monitor, Radioactive Aerosol and Radioactive Iodine Sampler

2 Time limit for tender:

19 July, 2023

(Please refer to the bid manual for the start time)

3 Contact Point for the notice:

Accounts Management Division
Accounting Bureau
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9105

出 先 機 関

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、大

豆田土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和五年五月二十四日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

令和五年六月七日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

事業名 維持管理

人事委員会

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月七日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一弘前市の項中「事務管理担当」を「事務管理、予算担当」に改め、同表八戸市の項中「理事、次長」の下に、「こども・子育て政策推進監」を加え、

| |
|---------------|
| 保健所 |
| 所長、副所長 |
| を |
| 保健所 |
| 所長、副所長、 課長 |
| に、 |

| |
|---------------|
| 区画整理事業所 |
| 所長 |
| を |
| 区画整理事業所 |
| 所長 |
| 下水道事務所 |
| 所長、副所長、 課長 |
| に改 |

め、同表黒石市の項中「（予算担当）」を「（庁舎管理、予算担当）」に改め、同表むつ市の項中「健康づくり推進監、政策推進監」の下に、「農林畜水産業推進監」を加

え、「法規、人事担当」を「法規、人事、予算、庁舎管理担当」に改め、「教育部長」の下に、「施設整備技術監」を加え、同表深浦町の項中

| |
|----------|
| 教育委員会事務局 |
| 課長 |
| を |
| 教育委員会事務局 |
| 課長 |
| 農業委員会事務局 |
| 事務局長 |
| に改 |

め、同表横浜町の項中「総務防災グループリーダー、企画財政グループリーダー」を「課長代理（人事、予算担当）」に改め、同表東通村の項中「総務グループリーダー」の下に、「防災安全グループリーダー」を加え、同表一部事務組合下北医療センターの項中「課長」の下に、「総括主幹（人事担当）」を、「総務課課長補佐」の下に、「主幹（人事担当）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

| |
|--|
| (発行者・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青 森 県 |
| (印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社 |
| 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭 |